

# 新型コロナウイルス（COVID-19）による影響について

2021年11月8日現在  
ヤマトデータベース協同組合

現在、新型コロナウイルスによりさまざまなイベントが中止されるなど、各所で影響が広がっておりますが、組合員様におきましては以下の点についてお願い申し上げます。

## ・政府による入国許可について

日本政府は11月8日より技能実習生を含む海外ビジネス関係者・留学生の新規入国を認めることとなりました。

新型コロナウイルス対応として、入国後14日間は隔離期間となります。また入国に際し本国でのワクチン接種やPCR検査が義務付けされております。

但し、飛行機便は100%運航しておらず、また飛行機到着時にも到着してから、ゲートを出てくるまでに数時間かかるなど、通常ではない対応が必要となります。

現状不明なことも多く、また、個別の案件によりどこまで認められるか成田・関空・セントレア等どこまで開始されるかは本日時点では未定で、詳細確認中となります。

## ・技能実習期間を終了した実習生について

現状、帰国便の確保が非常に困難になっております。

また、レジデンストラックで入国が認められたにも関わらずベトナム人が帰国することが困難な状況が続いております。

滞在費支弁のためや帰国が整うまでの一時的な滞在のために在留資格の「特定活動」への変更が認められていることは既報のとおりですが、あくまでも帰国希望が前提の制度ですので、技能実習3号等への資格変更を希望される場合は、変更申請をしたうえで滞在できるような措置を講ずる必要がありますので、ご注意ください。

## 外務省海外安全ホームページ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)